平成２６年（フ）第３１号
大阪府豊中市本町３丁目11番９号
債務者　中村　大介
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８２号
大阪府枚方市西禁野２丁目43番12号
債務者　白和真由美
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１３号
大阪市浪速区敷津東３丁目６番２号難波サウスヴィラ502号
債務者　田中佐代子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２１号
大阪府八尾市天王寺屋５丁目22番地
債務者　吉田　浩一
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４１号
大阪府四條畷市岡山５丁目11番５号
債務者　山﨑　秀夫
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９３号
大阪府高槻市芝生町２丁目21番29―602号
債務者　大村　　**隆**
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１０号
大阪市港区港晴３丁目13番１号
債務者　足立　　寛
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６４号
大阪府高槻市栄町２丁目９番７号
債務者　仲西　淳治
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６５号
大阪府高槻市栄町２丁目９番７号
債務者　仲西美智子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７４号
大阪府交野市幾野１丁目10番235号
債務者　田丸　正夫
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７５号
大阪府交野市幾野１丁目10番235号
債務者　田丸　　香
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６９２号
熊本市北区龍田９丁目３番56―101号　エスポワール、前住所熊本市北区楠２丁目７番３―66号
債務者　佐藤　克代
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２号
熊本市南区御幸笛田４丁目４番39号
債務者　髙田つばき（旧姓寶代）
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９号
熊本市北区高平２丁目19番29号　グリーンハイツ202号
債務者　安尾　絖子（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７号
熊本市東区月出２丁目４番15―708号　コアマンシヨン帯山東
債務者　蓑毛　一美（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３７５号
名古屋市瑞穂区惣作町２丁目２番地　びいＶ堀田505号、従前の住所名古屋市瑞穂区惣作町１丁目37番地　宇佐美ビル５Ｄ号
債務者　遠藤　秀治
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３８号
山口市駅通り１丁目４番10号　ひまわりビル３階、前住所山口県下関市彦島角倉町１丁目７番５号
債務者　込山　恵美
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係